2　指名されるために必要な要件
⑴　次の㋐に掲げる資格を満たしている単体企業又は㋑に掲げる資格を持つ設計共同体
㋐　単体企業　入札参加者に要求される資格は、次の①から⑤に掲げる資格をすべて満たしていること。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
③　参加表明書（以下「表明書」という。）及び参加表明資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
（http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf）
⑤　平成19年度以降に受注し完了した、以下に記載する業務（※１）の実績（元請に限る。）を１件以上有する者。
※１　「業務」とは、以下のイ）又はロ）のいずれかに該当する実績をいう。
イ）団地再生事業化検討等（団地（建築基準法第86条第１項から第４項又は建築基準法第86条の２第１項から第３項（以下「一団地認定」）による共同住宅団地）において新築、増築を行う事業で、基本計画検討業務又は基本設計業務若しくは一団地認定を取得するための申請業務及び建物設計業務をいう。）
ロ）事業化検討業務等（敷地に複数の建築物を新築、増築を行う事業で、基本計画検討業務又は基本設計業務若しくは申請業務及び建物設計業務をいう。）
㋑　設計共同体　㋐に掲げる条件を満たしている者（㋐の①から④についてはすべての構成員に必要な条件、㋐⑤については代表者に必要な要件）により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年１月15日付東日本賃貸住宅本部長公示）により、東日本賃貸住宅本部長から当業務に係る設計共同体としての競争参加の資格の認定を受けている者であること。
⑵　以下の①～⑥に掲げる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者を当該業務に配置できること。
①　予定管理技術者の要件　一級建築士の取得後５年以上の実務経験のある者で、平成19年以降に完了した上記⑴㋐⑤に示す業務に従事したことが１件以上ある者。
②　予定主任技術者の要件　一級建築士の取得者で、平成19年以降に完了した上記⑴㋐⑤に示す業務に従事したことが１件以上ある者。
③　予定管理技術者、予定主任技術者の再委託は認めない。
④　予定管理技術者は予定主任技術者を兼任できない。
⑤　参加表明書に記載された予定管理技術者、予定主任技術者については変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更について、当機構が認めた場合はこの限りでない。
⑥　予定管理技術者及び予定主任技術者の雇用関係　配置予定管理技術者及び予定主任技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。
3　総合評価に関する事項
⑴　総合評価の方法
①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
②　価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。
価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）
③　技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。
技術評価点＝60×技術点／技術点の満点
また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。
・企業の業務実績
・予定管理技術者の経験及び能力
・実施方針
・評価テーマに関する技術提案
④　詳細は、入札説明書による。
⑵　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」、「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑴によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。
4　入札手続等
⑴　担当本部等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―4307
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間　平成30年１月15日（月）から平成30年１月30日（火）
交付場所　当機構ホームページからのダウンロードにより交付する
⑶　仕様書の交付期間、場所及び方法
交付期間　平成30年１月15日（月）から平成30年１月30日（火）午後４時まで
交付場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー16階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　住宅経営部保全企画課　本公告の日から上記の場所にて交付する。
⑷　参加表明書及び資料の受領期限並びに提出場所及び方法
①　参加表明書の提出方法、期間及び場所
提出期間　平成30年１月15日（月）から平成30年１月30日（火）午後４時まで
提出方法　電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が上記⑶に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
②　資料の提出方法、期間及び場所
提出期間　上記４⑷①と同じ。
提出場所　上記４⑶と同じ。
提出方法　電子入札システムにおいて申請書を提出後、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、提出予定日の２営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。（電子入札システムによる場合も持参するものとする）
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
①　入札の日時及び入札書の提出方法
入札日時　平成30年３月13日（火）午前10時から正午まで（予定）
提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参すること。（郵送または電送によるものは受け付けない。）
②　開札の日時及び場所
開札日時　平成30年３月14日（水）午前11時（予定）